

北海道庁本庁舎等産業廃棄物処理業務の留意事項

1 契約方法

- (1) 本契約は通年契約とし、一般競争入札により契約を締結する。
- (2) 対象品目は、次の5品目とし、それぞれに予定価格を設定し、全ての入札価格（単価）がそれぞれの予定価格（単価）を下回る入札のうち、入札総価額が最低の者と契約を締結する。

ア 廃プラスチック

イ 金属くず

ウ ガラス陶磁器

エ 廃OA機器（パソコン・プリンター等）

オ 発泡系廃プラスチック類（PS・PP・スタイロホーム・ウレタン）

2 その他

次の場合は本契約の対象外とし、別途、契約を締結する。

- (1) 執務室等からの搬出作業を伴う場合
- (2) 本契約範囲外の廃棄物の処理が含まれる場合
- (3) 同一品目の大量処理等で本契約単価未満で処理が可能であると甲（北海道）が判断した場合